

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部生活支援課 No.009

処 分 名	進学準備給付金の申請に対する処分
処分の概要	<p>生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、大学等に進学するものに対して、進学の際の新生活立ち上げ費用として進学準備給付金を支給するものです。</p> <p>申請後審査を経て、要件に該当すれば、支給決定をし、進学準備給付金を支給します。該当しない場合は、却下の決定を行います。</p>
根拠法令等・条項	生活保護法（昭和 25 年号外法律第 144 号）第 2 条第 1 項、第 55 条の 5 第 1 項
審査基準	<p>福祉事務所長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する被保護者であって、厚生労働省令に定める特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれる者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金の支給を認定します。</p>
標準処理期間	14 日（但し、調査に日時を要する等特別な理由がある場合には 30 日）
設定年月日	平成 31 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	原則 本庁 3 階生活支援課窓口への提出
備 考	<p>ホームページのリンク先</p> <p><a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/seikatsu/kenkou-fukushi/fukushi/seikatsuhogo.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/seikatsu/kenkou-fukushi/fukushi/seikatsuhogo.html</a></p>

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■生活保護法

(無差別平等)

第二条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

(進学準備給付金の支給)

第五十五条の五 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある）被保護者（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る）であって教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学すると見込まれるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金を支給する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、進学準備給付金の支給について準用する。